

「ノロウイルス食中毒対策について（提言）」を踏まえた対応

平成19年10月12日にとりまとめられた薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒部会の「ノロウイルス食中毒対策について（提言）」を踏まえた対応については次のとおり。

1 関係機関に対する提言内容の周知及び要請（平成19年10月12日）

- (1) 都道府県等に対し、ノロウイルス食中毒の発生防止に係る関係者への指導及び食中毒調査の適切な実施について要請（都道府県等134か所）。
- (2) 農林水産省に対し、関係機関への周知を要請（関係機関16か所）。
- (3) 国土交通省に対し、下水道対策について要請。
- (4) 文部科学省に対し、学校給食の衛生対策について要請。
- (5) 社団法人日本食品衛生協会、全国漁業協同組合連合会及び全国旅館生活衛生同業組合連合会に対し、ノロウイルス食中毒対策に取り組むこと及び会員への周知を要請。
- (6) 提言内容について、プレスリリースを行うとともに厚生労働省ホームページに掲載。

2 発生及び拡大防止対策並びに発生状況の迅速な把握

(1) 下水等環境汚染対策

- ① 国土交通省においては、下水処理場におけるノロウイルス対策として、ノロウイルスを除去する膜分離活性汚泥法の技術開発を進めているほか、今後、下水処理場におけるノロウイルスの挙動実態の把握等に努める予定。また、適切な下水処理の普及をより一層推進するため、低コストで早期の下水道整備が可能な新たな整備手法を導入するための社会実験を平成19年度から実施するとともに、中小市町村における下水道整備を促進するため、平成20年度に補助対象範囲を拡大。
- ② 農林水産省においては、マガキの生産段階におけるノロウイルス汚染リスク低減のため、以下の措置等を講じた。
 - (i) マガキ養殖漁場におけるノロウイルスの動態解明やリスク予測手法等の開発に関する研究（平成18年度から平成20年度）
 - (ii) 平成19及び20年度の漁期前における関係県水産・衛生部局等とのノロウイルス・リスク低減に関する(i)の研究成果及び各県の対策等の情報の共有化
 - (iii) 平成20年度から(i)の研究成果を活用しつつ、都道府県における生産段階でのノロウイルス監視体制の強化を目的とした、陸域のノロウイルス感染症の

発症状況の把握及び養殖漁場並びにカキの検査等ノロウイルスの動向把握への取組に対する交付金による支援

- ③ マガキの生産地においては、漁協等が自主検査実施要領に基づき、出荷期間を中心として定期的にマガキに蓄積しているノロウイルスの検査を実施するとともに、その検査結果の公表や、検査結果等に応じて出荷の自粛や生食用あるいは加熱用といった食用の用途に配慮する等の自主的な取組を行っている。

(2) 調理施設における対策

- ① 大量調理施設衛生管理マニュアルについて、1か月間（平成19年12月5日から平成20年1月4日）の意見募集（41の個人・団体から延べ115件の意見）を経て、平成20年6月18日に提言内容を追加する等の改正を行い、都道府県等及び関係機関に通知。
- ② 文部科学省においては、学校給食法（昭和29年法律第106号）第9条第1項の規定に基づき、「学校給食衛生管理基準」の制定に向けて手続中（平成21年2月12日から3月13日までの間パブリック・コメントを実施）であり、その中に提言を踏まえ、ノロウイルス食中毒対策も含めている。

（注）学校給食法第9条第1項

文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校給食衛生管理基準」という。）を定めるものとする。

3 食中毒・感染症調査の適切な実施

平成19年11月30日に都道府県等に対し、国立感染症研究所において作成した「ノロウイルス集団発生事例に対して感染症及び食品部局が共同で実施する初期実地疫学調査および微生物検査のポイント」について通知。

なお、標準的なノロウイルス集団発生事例調査マニュアルの作成に向けて、現場からのコメント、実地のテストを経て記載内容を逐次追加・改訂予定。

4 調査研究

厚生労働科学研究事業「食品中のウイルスの制御に関する研究〔平成19～21年度〕（主任研究者：武田直和 国立感染症研究所ウイルス第二部）」において、ノロウイルスに関する食品中の汚染実態調査、調理従事者の不顕性感染実態調査、免疫学的手法を応用した食品からのウイルス遺伝子検出及び不活化条件の検討等について調査研究を実施。